

公園施設使用料改定検討業務委託仕様書

1. 業務の目的

岡山市の一部の公園では、維持管理費の捻出、施設サービスの向上、利用者負担の公平性確保を目的として、施設利用者から使用料を徴収している。

一方で、近年では労務費や光熱水費が高騰しており、適正な施設管理やサービスの提供が困難となっていることから、本業務では、妥当な施設使用料に見直すための検討を行うものである。

2. 業務の対象

対象公園は以下の14公園にある有料公園施設とし、備品は含まないものとする。なお、入園料や駐車場使用料は対象外とし、たけべの森公園については、レジャープール、キャンプ場、バーベキューテラスを対象とする。

- ① 浦安総合公園
- ② 半田山植物園
- ③ 六番川水の公園
- ④ 操山公園
- ⑤ 北長瀬未来ふれあい総合公園
- ⑥ 百間川緑地
- ⑦ 灘崎町総合公園
- ⑧ たけべの森公園
- ⑨ なださきレークサイドパーク
- ⑩ 西大寺緑花公園
- ⑪ 瀬戸町総合運動公園
- ⑫ 瀬戸町江尻レストパーク
- ⑬ 神崎山公園
- ⑭ 奥市公園

3. 業務の内容

(1) 計画準備

本業務の目的・主旨、業務内容や工程を確認し、円滑な業務遂行に向けた業務計画書を作成する。

(2) 資料収集・整理

対象公園の既存資料や発注者への聞き取りを踏まえて、使用料設定に必要となる施設の概要（面積や規模、既往使用料・利用料等）や、施設・設備維持管理運営費（人件費、物件費等）、利用状況（利用者数、稼働率等）を整理する。

また、本市及び他都市の同等施設の使用料設定に関する根拠資料を収集し、整理する。

なお、既存公園に関する資料は発注者から提供するものとし、各公園の現地確認は含まない。

（３）新単価の検討

使用料の既往設定方針や収集資料、近隣類似例を踏まえて、新単価を検討し、根拠資料を作成する。

なお、以下の項目は含まない。

- ・ 関係機関協議
- ・ 条例等の改正案の作成
- ・ アンケート等による利用者ニーズ調査
- ・ 利用予測等を踏まえた収支計画の算定

（４）報告書作成

業務の成果として、（１）～（３）をとりまとめた報告書を作成する。

（５）照査

以下のタイミングで照査を行う。

【照査①】：業務内容、実施方針、貸与資料等の把握時（基本条件の照査）

【照査②】：新単価設定時（細部条件の照査）

【照査③】：成果品作成時（成果品の照査）

（６）打合せ協議

打合せは、業務着手時、中間時（１回）、成果品納入時の計３回を基本とする。

（７）その他

監督員との協議により、特に必要と認めた資料の作成を行う。

４．成果品

- ・ 報告書（Ａ４版） １部
- ・ 電子成果物 １式